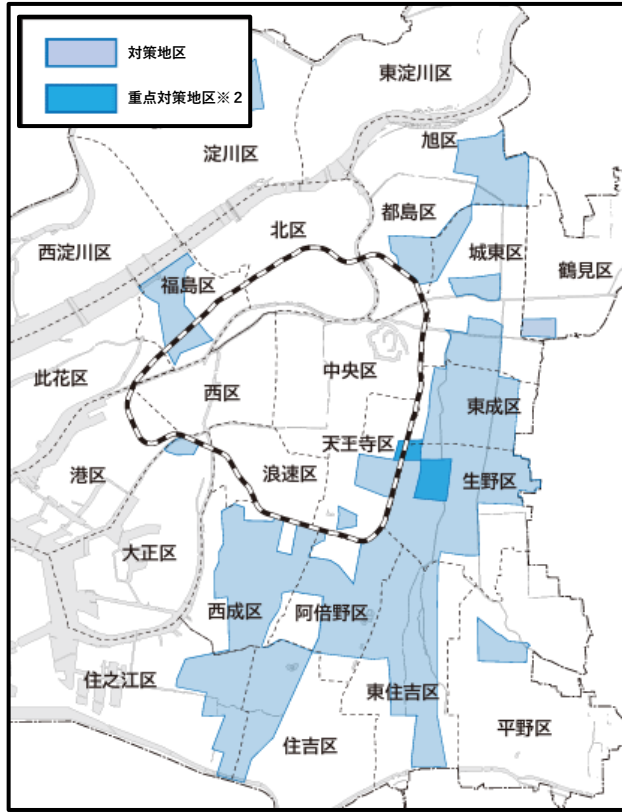


地籍整備型土地区画整理事業はこんな事業です

■事業対象エリア

重点対策地区〔2街区・約90ha〕のうち、
公図と現況に極めて大きなずれがある地域※1



※1：公図と現況に極めて大きなずれがある地域とは、
概ね10筆以上の連続する土地のことです。
(詳細は「地籍整備型土地区画整理事業認可取扱
要領」をご参照ください〔下記リンク先〕)

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000668024.html>

※2：令和8年度の事業対象エリアは、
右図の2街区（重点対策地区）です。

■手続きの流れ

- ①下記のお問い合わせ先に相談
- ②事業内容の説明会等を実施
- ③地域のみなさまで事業実施の意向を調整

地域のみなさまによる取組みを本市がサポートします

一定の範囲（街区単位等）で
合意形成が図られたら

- ④本市が測量を実施し、境界を立会確認
- ⑤みなさまから本市へ事業への同意書を提出
- ⑥本市が施行者となり事業を実施

みなさまからの同意に基づき大阪市が事業を進めます

■事業の特徴

- ・事業費は原則、大阪市が負担します

本市が施行者として事業を行いますので、地権者のみなさまには、ご本人であることの確認のための運転免許証等のコピー費用などをご負担いただく場合がありますが、土地区画整理事業の実施に要する費用（例、土地区画整理事業の事業計画書の作成など）のご負担はいたしません。

- ・短期間で完了

建物の移転を伴わない事業のため、事業認可以降、比較的短期間(概ね1～2年)で事業の完了が見込まれます。

■事業実施例

【事業前】・公図、登記地積が現況と合っていない



【事業後】・公図、登記地積が現況と一致
・隣地との境界が確定、プレート等を設置



ご相談・お問い合わせ

大阪市都市整備局 市街地整備部 連携事業課

TEL 06-6208-9403